仙台市ガス局規程第一号

仙台市ガス供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月二十三日

仙台市ガス事業管理者　佐　野　　直　樹

仙台市ガス供給規程の一部を改正する規程

仙台市ガス供給規程（平成八年仙台市ガス局規程第二十号）の一部を次のように改正する。

現　行	改正後
（選択供給条件による契約種別） 第四条　選択供給条件により小売供給を行うガスの使用に関する契約（以下「選択契約」という。）の種別は、次のとおりとする。 一～十四　略 十五　**家庭用厨房・給湯・暖房契約**　専ら居住のために使用する厨房機器、給湯機器及び暖房機器の用に供することを含むガスの使用に関する契約をいう。	（選択供給条件による契約種別） 第四条　選択供給条件により小売供給を行うガスの使用に関する契約（以下「選択契約」という。）の種別は、次のとおりとする。 一～十四　略 十五　**家庭用トリオ契約**　専ら居住のために使用する厨房機器**又は衣類乾燥機**、給湯機器及び暖房機器の用に供することを含むガスの使用に関する契約をいう。
（厨房機器、給湯機器及び暖房機器の設置確認） 第七条の四　管理者は、必要があると認める場合は、**家庭用厨房・給湯・暖房契約**を申し込み、又は締結している者の承諾を得て厨房機器、給湯機器及び暖房機器の設置状況を確認することができる。	（厨房機器**又は衣類乾燥機**、給湯機器及び暖房機器の設置確認） 第七条の四　管理者は、必要があると認める場合は、**家庭用トリオ契約**を申し込み、又は締結している者の承諾を得て厨房機器**又は衣類乾燥機**、給湯機器及び暖房機器の設置状況を確認することができる。
2　**家庭用厨房・給湯・暖房契約**を締結している者は、**厨房機器、給湯機器又は暖房機器を使用しないこととなった**場合は、管理者に届け出なければならない。	2　**家庭用トリオ契約**を締結している者は、**次のいずれかに該当する**場合は、管理者に届け出なければならない。 **一　厨房機器及び衣類乾燥機のいずれも使用しないこととなった場合** **二　給湯機器又は暖房機器を使用しないこととなった場合**
（選択契約に係る早収料金の額） 第十九条　選択契約に係る早収料金の額は、次の各号に掲げる選択契約の種別の区分に応じ当該各号に定める料金表（以下「各料金表」という。）を適用して得た基本料金の額と従量料金の額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一～十四　略 十五　**家庭用厨房・給湯・暖房契約**　別表第十九に定める料金表	（選択契約に係る早収料金の額） 第十九条　選択契約に係る早収料金の額は、次の各号に掲げる選択契約の種別の区分に応じ当該各号に定める料金表（以下「各料金表」という。）を適用して得た基本料金の額と従量料金の額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一～十四　略 十五　**家庭用トリオ契約**　別表第十九に定める料金表
別表第二（第四条の二、第二十七条関係） 略　略 **家庭用厨房・給湯・暖房契約**　一　事業の用に供するガスの使用を含む場合は、同一の場所に設置する検針メーターに係る能力の合計が十六立方メートル毎時以下であること	別表第二（第四条の二、第二十七条関係） 略　略 **家庭用トリオ契約**　一　事業の用に供するガスの使用を含む場合は、同一の場所に設置する検針メーターに係る能力の合計が十六立方メートル毎時以下であること

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の仙台市ガス供給規程第四条第十五号に掲げる家庭用厨房・給湯・暖房契約によりガスを使用していた者が、施行日以後も引き続きガスを使用する場合は、施行日において当該家庭用厨房・給湯・暖房契約に代えて新たにこの規程による改正後の仙台市ガス供給規程（以下この項において「改

正後の規程」という。）第四条に規定する選択契約又は改正後の規程第五条第一項に規定する一般契約の申込みをしたときを除き、施行日において改正後の規程第四条第十五号に掲げる家庭用トリオ契約を締結していたものとみなして、改正後の規程の規定を適用する。

（ガス局総務部経営企画課）